

広島県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「高垣廣徳」を「田邊昌彦」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。